

副議長（茅根猛君） 次，2番深谷渉君の発言を許します。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番公明党の深谷渉でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして質問させていただきます。

初めに，景気低迷により増加する地方税滞納についてでございます。

本市における住民税，国保税の実態について。

総務省は2月6日，地方税の累積滞納額が2008年度決算ベースで，前年度比3.6%増の2兆473億円に上ることを明らかにしました。税目別では，個人住民税と固定資産税で滞納額の8割を占めております。個人住民税が13.6%増で過去最高の9,374億円と46%を占めております。前年より所得が落ち込み，税を支払う負担が急激に増加していることを如実にあらわしております。また，厚生労働省が2月2日に公表した，市区町村の運営する国民健康保険で2008年度保険料納付率が全国平均88.35%ととなり，国民皆保険となって以降，初めて90%台を割り込みました。そこで，本市における住民税，国保税の滞納の実態についてお伺いいたします。本市の累積滞納額の推移はどのようになっているのでしょうか。平成21年度の予測も含めお願いいたします。

続きまして，全庁的未集金対策の現状と課題についてでございます。

市民税や国保税における未集金対策は，住民負担の公平性を確保するためにも必要不可欠であり，その対策は非常にナイーブなものであり，慎重に行わなければなりません。本市では，副市長を本部長に全庁的課題として取り組んでいることは理解しております。その現状をお示しいたきながら，今後の課題等をご説明ください。

続きまして，子ども手当導入による扶養控除等の廃止に伴う住民の負担増の影響についてであります。

子ども手当は，全額国費負担を約束していた政府でしたが，「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」の名称が示すように，平成22年度の単年度で，しかも地方負担（4,652億円），事業主負担（1,436億円）を残した形で，恒久的財源がほとんど見当たらず，その額もマニフェストでうたった半分になり，1月1万3,000円であります。これでは，事実上，公明党が財源を見つけながら，長年取り組んできた児童手当の拡充そのものであります。

それに加え，マニフェスト違反の増税を実施しようとしております。つまり，年少扶養控除の廃止を所得税にとどまらず，住民税も廃止するとしたことは明らかな公約違反であります。子ども手当の支給額が月額1万3,000円であるならば，3歳未満の子どもが現行の児童手当を受給している家庭では年少扶養控除の廃止で，かえって負担増になるケースも出てきます。税金の支払いがさらに困難になってきてしまうと考えられます。さらに，国税，地方税とも16歳以上19歳未満の特定扶養控除の縮小とあわせ，その見直しが自治体によっては公営住宅家賃，保育料など，所得税額を基準として計算される場合，負担増につながるケースが多く出てくる可能性があります。本市としても，子ども手当導入に当たり，どのような影響が懸念されるのか，ご所見

を伺います。

2つ目の質問です。

街路灯・防犯灯の電気料金についてであります。

県内一広い本市において、街路灯・防犯灯の数は大変多くあると思います。年間の電気料金も多額になると考えられます。そこで、その経費を少しでも節約できればと思い、提案いたします。

東京電力では、街路灯及び防犯灯の電気料金を定額制で契約していれば、口座振替で一括して前払いすると電気料金の割引を受けられる「一括前払いサービス」を実施しております。1年の前払い型と半年の前払い型があり、1年の前払い型ですと、1基または1灯につき、1カ月、月10.5円安くなり、年間126円の割引になります。本市として、この前払い制度導入がまだであれば、ぜひ経費削減の一助として取り組む価値があると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、3点目の市民の命を守る政策についてでございます。

平成21年度第1次補正予算におけるがん検診無料クーポン券の利用状況と今後の計画についてであります。

公明党の推進で本年度の第1次補正予算で、女性特有のがん検診無料クーポンの推進が図られ、全国的に大好評のようであります。本市においても、20歳から60歳まで、5年刻みで約3,500人の女性にクーポン券が配付されました。そこで、この無料クーポン券で乳がん・子宮頸がんの検診、受診者数はどのように変わったでしょうか。年度末までにまだ日にちがありますが、その概略をお伺いいたします。

国の新年度予算では、この事業は国庫負担分を半分に減らし、残り半分を地方交付税の措置となりました。新年度も本市として継続されたいとお聞きしました。無料クーポン券は5年刻みでの配付をしているので、5年間事業継続をしなければ市民に対して不公平になりますし、何より女性の命を守るためには必要なことであると思いますが、今後の計画のご所見をお伺いいたします。

市民の命を守る2つ目であります。

子宮頸がん予防ワクチンの公費助成について。

昨年の9月の定例議会でも子宮頸がんについて質問をさせていただきました。その際、子宮頸がんの特徴などを説明いたしました。昨年10月には、厚生労働省が子宮頸がん予防ワクチンを承認し、12月に発売がスタートとなりました。これを受け、予防ワクチンへの公費助成を表明する自治体が全国に広がりつつあります。全国に先駆けて、ワクチン接種の助成実施を表明したのは新潟県魚沼市でした。その後、埼玉県志木市、兵庫県明石市、名古屋市、杉並区などが実施を発表しております。助成方法はさまざまですが、小学校6年生から中学3年生の女子をおおむね対象にしております。例えば、杉並区は「中学進学お祝いワクチン」として中学進学者1年生の女子を対象に接種費用を無料で行う方針であります。

この予防ワクチンの接種費用は1回1万円以上で、3回の接種が必要なことから高額となり、負担軽減のための助成は今後大きな課題となります。子宮頸がん予防ワクチンの公費助成について、本市でも取り組むべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

市民の命を守る3点目でございます。

脳脊髄液減少症の理解についてであります。

脳脊髄液減少症は、未解明な点が多く、激しい頭痛や吐き気、目まいなどに慢性的に苦しめられます。そして、学業や仕事が手につかない症状でも「異常なし」と診断されたり、周囲から「仮病」を疑われたり、怠け者扱いされる場合があります。さらに、交通事故の場合、自賠責保険では軽度のむち打ち症としか認定されないため、治療費などが短期間で打ち切られる場合が多くあります。病名が広く周知されていないことから、医療機関でも見逃されることが多くあるそうです。脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツの外傷などで受けた強い衝撃により、脳脊髄液が漏れだす病気です。今のところ、治療法は髄液の漏れを起こしている箇所には本人の血液を注入して漏れを防ぐブラッドパッチ療法がありますが、治療法として確立されていないとの理由から保険適用になっておりません。

今は本人もこの病気とわからずに苦しんでいる人、また周囲がこの病気に対して無理解なために苦しんでいる人が多くいます。患者や家族が安心して暮らせる環境づくりのためには市民にこの病気の理解を深めていただき、認知度を高める必要があると思いますが、そこで、次の3点を提案いたします。1つ目には市のホームページ・広報紙による啓蒙、2つ目には正しい知識を持った職員による相談体制、3つ目には学校教育現場への啓蒙などでございます。ご所見をお伺いいたします。

市民の命を守る4点目の質問でございます。

茨城県のドクターヘリ運行についてでございます。

公明党が導入を進めてきた県のドクターヘリが今年の7月に運行開始になります。ドクターヘリの基地病院は水戸医療センターと済生会水戸総合病院の2病院でスタートする予定です。また、県立中央病院もヘリポートを整備して、救急センター建設とともに、ドクターヘリの救急患者の受け入れ体制を作る計画で、昨年10月県の補正予算を計上しております。運行委託業者は、千葉、埼玉、群馬でも運行実績のある朝日航洋株式会社です。今後は、市内や近隣の病院で処理できない1分1秒が急がれる患者のために、ドクターヘリへの活躍が大いに期待されます。

そこで、関係者からお話を聞いたのですが、ヘリポートの地面が土である場合、土ぼこりでヘリコプターのモーターを痛めるため、ヘリの要請時には消防本部職員がポンプで水をまき、地ならしをする必要があると伺います。しかし、ヘリ到着前に、その準備が整わないとせっかく早く来たヘリが上空で待機しなければならないという事態もあるとのこと。

本市においてヘリポートを市内のどこにするのでしょうか。また、その場所の地面が土の場合の対応はどのようになっているのでしょうか。本市として数カ所をヘリポートとして整備する予定はあるのでしょうか。以上、本市のドクターヘリ受け入れ体制づくりについてお伺いいたします。

4点目の質問です。

鳥獣保護区について質問いたします。

本市内の鳥獣保護区の概要についてであります。

私は、水府地区に在住しております。地域の人は農作業を生活サイクルの中に入れ、生きがいとして取り組んでいる高齢者や地域を荒廃させてはならないと、耕作放棄地解消に取り組んでいる人、平日は会社に勤め、土日だけ農作業を行う人など、多くの人が少なからず農業に携わっております。そんな中、必ずと言っていいほど出てくる話題は、イノシシ、ハクビシン等の被害でございます。私は議会で、イノシシ、ハクビシン等の被害対策を何度か訴え、その対策を提案してきました。しかし今、地域の人たちは、その根本原因は水府の町田、中染、東染町等の各地域にまたがる山林が長い間、鳥獣保護区になり、被害を起こすイノシシ等が守られてきたからとする意見が多く出ております。

知っているようで知らないのがこの鳥獣保護区のことです。鳥獣保護区の指定は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、県が鳥獣保護事業計画を作成して実施しております。現在は第10次の鳥獣保護事業計画の期間内であり、平成19年度から平成23年度までの5年間の計画期間にあります。第9次の計画期間までに本県の鳥獣保護区は80カ所、6万540ヘクタールで、県の面積の9.9%を占めております。そこで、本市においては現在鳥獣保護区が何カ所あり、どのくらいの面積なのか、各地域別にお伺いいたします。

また、茨城県の第10次鳥獣保護事業計画の中に、鳥獣保護区の指定区分の定義が3つあります。1つが森林鳥獣生息地の保護区、2つ目が集団渡来地の保護区、3つ目が身近な鳥獣生息地の保護区であります。本市の各地域がどの指定区分に当たる保護区となっているのか、地域別にその山林や鳥獣生息の特徴を示していただきながら、保護区となった理由と経緯をお伺いいたします。

続きまして、指定期間が満了となる鳥獣保護区の対応でございます。

県の計画書では、当計画における保護区の指定方針として、「指定期間は従来どおり、10年間で期間満了となる既設の鳥獣保護区については、原則として更新を行うもの」と定めております。本年、期間満了となる保護区が本市にあるとお聞きしております。具体的に地区と面積をお聞かせください。また、今回指定期間満了となる保護区は、本年でトータルの指定期間は何年に及ぶのでしょうか。

水府地区の保護区の近くには、多くの民家や水田、畑地があります。先ほど述べましたように、毎日のようにイノシシ等の被害が発生して、これでは農業を続ける意欲がなくなると悲痛な叫びを上げております。保護区の更新に当たり、この貴重な野生鳥獣を保護し、その森林生息地を守ることを前提に、一方でイノシシ等の被害に遭っている地域住民に対する理解をどのように得ていくのか、ご所見をお伺いいたします。

最後5点目の「小さな配慮で人に優しい庁舎」についてご質問いたします。

1つ目は、本庁舎西側玄関から銀行へ向かう傾斜路についてであります。

先日、介護の仕事に従事している方に次のようなことをお聞きいたしました。その方が担当している障害者の人のことです。その障害者の方は、若いときに脳梗塞を患い、半身が動かず、つえを利用して歩いております。庁舎に来たとき、よく近くの銀行を利用しているそうです。その日も西側玄関から出て、道路に出る前の傾斜路に差しかかりました。いつもは注意するところで

したが、そこで倒れてしまいました。人通りがなかったせいか、しばらく起き上がれず困っていたところ、道路を隔てた反対側のお店の方が気づき、起こしてあげてくれたそうです。後でお聞きしたところ、傾斜路は私にとっては急なのでいつも注意して歩いていたのですが、そのときはいつもの注意が足りませんでしたと反省しておりました。確かに、健常者にとっては何でもない傾斜路でも足が不自由な人にとっては、気をつけるところのようです。このような場所は障害者の立場に立てば、ほかにも庁舎内にあるのではないのでしょうか。

そこで、この傾斜路の機械室の側に手すりを付けてはどうでしょうか。ご検討をお願いいたします。

2つ目は、つえホルダーの設置についてであります。

高齢化が進むにつれて、つえを使う方が増えております。庁舎に来る方でも時々見かけます。しかし、このつえの置き場に結構困っているようであります。つえを持って座っていると、名前を呼ばれて、つえを使いながらカウンターまで向かうと、そのつえをどのように置くか困っているようです。また、トイレの洗面台などでも同様であります。そこで、このカウンターなどに小さくて簡単なつえホルダーの設置を考えてみてはいかがでしょうか。小さくてよい製品が今出回っております。ご検討をお願いいたします。

3つ目には、マタニティマーク、耳マーク、ハート・プラスマークの表示についてであります。

南側の駐車場に新しくできた障害者用駐車場、そこには国際シンボルマークの車いすをモデルにしたマークが表示されております。この車いすのマークでも、身体の一部に障害を持つ人である内部障害者もこの駐車場を利用できますが、車いすに乗っていないのでほかの人からこの人は普通に歩いているのに障害者の駐車場に車をとめているとげんやな顔をされたりするため、利用を控えてしまうそうです。そこで、内部障害者、内部疾患のために考えられたのが、ハート・プラスマークです。

また、同様に厚生労働省が一般募集で平成18年に決定したマタニティマークがあります。これは妊娠初期では腹部が目立たないため、周りの人は気づきません。そこで、そのマークを身につけている人を見かけたら、妊娠している人であるから席を譲るなどの気遣いができます。

優しい環境づくりに関して、広く国民の関心を喚起することを目的としてできたマークであります。この2つのマークは、最近、公共施設、民間施設を問わず、多くの駐車場でも見かけることができます。本市でも車いすをモデルにした障害者マークだけでなく、これらの人へ配慮したハート・プラスマーク、マタニティマークの表示をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、耳マークです。このマークの意味は耳の不自由な方が自分が耳が不自由であることをあらわすのに使用します。また一方、自治体病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば、必要な援助を行いますという意味表示を示すのに用います。このマークをカウンターに掲示しておけば、聴覚障害者は援助の依頼がしやすくなります。カウンターへの掲示はいかがでしょうか。

これらの3つのマークを表示することは、生活弱者に対し、行政がきめ細かい配慮をしていま

すというあらわれであります。また、行政は市民へこれらのマークを見たら、何らかの援助をし
てあげよう、温かな目で見守ってあげようということを周知させる役目があるのではないでしょ
うか。ご所見をお伺いいたします。

「小さな配慮で人に優しい庁舎」の最後の４点目であります。

雨天時の置き傘についてであります。

先日、私は感激したもてなしを受けました。それは、東京での多くの人が集まった研修会が終
わり、帰る時間で予期せぬ雨が降ってきていたのです。しかし、ロビーの出口では帰る人、一人
ひとりに開催側で傘を手渡していました。駅まで利用し、その駅に返却するもよし、そのまま
持ち帰ってもよしと言うのです。金沢市は、昨年１２月歌手の竹仲絵里さんの呼びかけに市内企
業とともに賛同して、「みんなのeRe(エリ):Kasaプロジェクト」として、置き傘の試み
を始めました。市内の休憩所や観光客が多く集まる観光名所など市内の何カ所かに１カ所４０本
の割合で傘を置いているそうです。傘は寄附や個人が余っている傘を集めて利用しております。
天候が急に変わって雨が降り出すことが多いので、親切なもてなしの心だと思いますと観光客か
らとても好評のようです。

本市でも、このような取り組みをまず本庁舎、支所などで行ってはどうか。最初は職
員の有志で傘を集めるとか、お金を使わず、市民へサービスしてはどうか。市民との協
働を訴えるだけでなく、市民が行政はここまで市民のことを考えてくれているのかと思われる心
遣いを示すことが、市民協働の協力の近道ではないでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上で私の１回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

副議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務課長。

〔総務課長 川又善行君登壇〕

総務課長（川又善行君） 景気低迷により増加する地方税滞納について並びに「小さな配慮で
人に優しい庁舎」についてにお答えをいたします。

まず、景気低迷により増加する地方税滞納についてでございます。

本市における住民税、国保税の滞納の実態についてでございますが、決算ベースで申し上げます
と、個人市民税については平成１９年度 2,413件,9,731万1,000円,平成２０年度
2,554件,1億760万1,000円でございます。前年度比で申し上げますと,141件,
5.8%増,1,029万円,10.6%の増となっております。平成２１年度につきましては,2,65
3件,1億1,180万6,000円と見込んでおります。前年度比では,99件,3.9%増,42
0万6,000円,3.9%の増となる見込みでございます。滞納件数,滞納額とも増えている状況
でございますけれども,その要因といたしましては,景気の低迷による雇用情勢の悪化であると
受けとめているところでございます。

国民健康保険税につきましては,平成１９年度3,900件,3億9,618万8,000円,平
成２０年度3,745件,3億8,753万3,000円,前年度比,155件,4.0%減,865
万5,000円,2.2%減でございます。平成２１年度につきましては,3,685件,3億8,13
7万7,000円と見込んでおります。これは前年度比では,60件,1.6%減,615万6,00

0円、1.6%の減となる見込みでございます。滞納件数、滞納額とも減少しておりまして、その要因としましては滞納整理の成果や後期高齢者医療制度への移行によるものと受けとめております。

なお、個人市民税につきましては、市町村合併以降、県内トップの徴収率を確保してきたところでございます。また、国民健康保険税の徴収率につきましても、県内上位となっております。

次に、全庁的未集金対策の現状と課題についてでございます。

これにつきましては、税のみならず各種使用料などにつきましても、副市長を本部長とする市税等収納対策本部の中で、それぞれに応じた徴収マニュアルを作成するとともに、滞納者の情報を共有しつつ新たな滞納者を増やさないことを念頭に収納対策に取り組んでいるところでございます。特に、資力があるのに、たび重なる催告にも応じない滞納者に対しては預貯金や給与などの差し押さえに取り組むこととしております。徴収における課題につきましては、景気低迷により厳しい雇用情勢が続く中で、収入をいかに確保するのがであろうと受けとめておりまして、一層催告や臨戸訪問、未納者との納付相談に努めるとともに、税については不動産公売件数の増や新たに所得税の過年度分の確定申告による国税還付金の差し押さえ、滞納者で消費者金融への過払い金が生じているケースの調査などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、子ども手当導入による扶養控除等の廃止に伴う住民の負担増の影響についてでございます。扶養控除が廃止されました場合、例えば一般扶養1人につきまして、平成21年分所得税では38万円、平成22年度住民税では33万円が控除されないこととなりますことから、所得階層によりますけれども、所得税では1万9,000円から15万2,000円の負担増、住民税では3万3,000円の負担増となることが考えられます。また、特定扶養1人に対しては平成21年分所得税では63万円、平成22年度住民税では45万円が控除されないこととなりますことから、これも所得階層によりますけれども、所得税では3万1,500円から25万2,000円の負担増、住民税では4万5,000円の負担増となることが考えられます。こうしたことから、その影響でございますけれども、滞納者数、滞納額が増加する可能性や所得税等から算出されます保育料が増加する可能性もあるのではないかと受けとめております。

次に、「小さな配慮で人に優しい庁舎」についてお答えをいたします。

まず、西口玄関から銀行へ向かう傾斜路についてでございますけれども、この通路につきましては、庁舎開庁日は歩行者専用の通路となっております。また、午後9時から翌日の午前6時までには非常時や来庁舎のため自動車の出入り口として供用してございます。通路につきましては、議員ご発言のとおり、ややきつい勾配となっておりますので、歩行者の安全性を高めるため、自動車などの通行に支障のない部分に手すりを速やかに設置してまいります。

次に、つえホルダーの設置についてでございますが、カウンターやトイレへのつえホルダーの設置は庁舎利用者の利便性の向上になりますので、これにつきましても速やかに設置してまいります。

次に、マタニティマーク、耳マーク、ハート・プラスマークの掲示についてでございます。現在の身障者駐車場の利用状況を見ますと、マタニティマーク、ハート・プラスマークと併用しても支障がないと考えますので、速やかに設置してまいります。耳マークにつきましては現在1階

の窓口では耳の不自由な方から申し出があれば、筆談等による必要な援助を行っておりますけれども、コミュニケーションの一層の推進を図るため、速やかに耳マークを設置してまいります。

次に、雨天時の置き傘についてでございます。議員ご発言の置き傘の設置につきましては、清掃センターからの傘の入手や寄附などによって傘の確保を図りまして、これにつきましても速やかに設置してまいります。

今後とも利用者や弱者の目線に立った人に優しい庁舎づくりを目指してまいりたいと存じます。以上です。

副議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の街路灯・防犯灯の電気料金についてお答えをいたします。

各種使用料の前払いにつきましては、2月の定例会議の中で経費の節減に向けて議論をし、推進の確認をしてきたところでございます。お尋ねの街路灯・防犯灯の電気料金の一括前払い制度につきましては、議員発言のとおり、経費の節減につながりますので、既に東京電力と調整を行っております。いろいろ制約もございますけれども、調整が整い次第、実施をしております。

以上です。

副議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 市民の命を守る政策についての中で、3点のご質問にお答えいたします。

1点目の今年度行いました女性特有のがん検診無料クーポン券の利用状況と今後の継続についてのご質問にお答えいたします。乳がん及び子宮頸がんの早期発見と正しい知識の普及、啓発を目的として実施された無料クーポン券によるがん検診の利用状況についてでございますが、乳がんについては対象者2,090人に対し、受診者数623人、受診率約29.8%、子宮がんにつきましては対象者1,458人に対し、受診者数258人、受診率約17.7%、あわせて881人の方に受診をいただいております。また、波及効果といたしまして、無料クーポン対象以外の方の受診も乳がん検診で184人の方が増えておりますので、検診を推進する上で効果があったと判断しております。平成22年度以降の継続についてでございますが、クーポン券は5歳刻みで配付をいたしておりますので、5年間は継続するとともに、一般の方の検診につきましても、希望者全員が受診できるよう検診日数を増やしております。

2点目の子宮頸がん予防ワクチンの公費助成についてのご質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは昨年10月16日に国内で正式承認され、12月22日に発売をされました。このワクチンは子宮頸がんの原因とされるヒトパピローマウイルス全部に有効なわけではなく、20歳から30歳代に多い16型及び18型のみのウイルスをターゲットにしており、特に性交渉を持つ前の10代に接種することが有効と言われております。当市のワクチン接種に対する費用助成についての考え方でございますが、子宮頸がんの予防は、まず定期的な検診の受診

による早期発見と予防，そして性交渉年齢の低年齢化が若い世代の子宮頸がん増加の背景にございますので，思春期における自分の体を大切にする啓蒙教育等を進めることが大切であると考えておりますので，まずこの2つをさらに推進してまいります。その上で，ワクチン接種費用の助成につきましては他市の状況も踏まえ，研究課題とさせていただきます。

3点目の脳脊髄液減少症の理解についてのご質問にお答えいたします。

交通事故やスポーツ外傷等により髄液が漏れることによって，さまざまな障害を引き起こす脳脊髄液減少症は現在国が統一的な診断基準や有効な治療方法の確立を目的とした研究を進めているところの疾病であり，その診察や治療方法が確立されてない状況にございます。患者さんの多くは診療や治療を行っている医療機関を探すことに苦労するとともに，その症状が各部の痛み，耳鳴り，目まい，倦怠，動悸などを初めとするさまざまな不定愁訴であるため，周りから理解が得られず苦悩するなどの悩みもございます。現在，茨城県保健予防課のホームページ上で県内で脳脊髄液減少症の診療が可能な医療機関について，医療機関の同意を得て公表を行っておりますが，当市におきましても病気の理解が広まるよう，広報に努めてまいります。また，職員による相談体制につきましても県保健所医療機関等と連携しながら，相談体制の整備を図っていきたいと思っております。学校教育現場への啓蒙につきましては，教育委員会と協議をしながら検討してまいります。

以上でございます。

副議長（茅根猛君） 消防長。

〔消防長 菊池勝美君登壇〕

消防長（菊池勝美君） 市民の命を守る政策についての中での4項目めです。

茨城県ドクターヘリの運行についてのご質問にお答えをいたします。ドクターヘリは早期治療の重要性という観点から要請を受け，直ちに救急専門医と看護師を搭乗させて出勤し，現場に到着した時点から高度な医療を開始するシステムでございまして，平成16年7月に県の医療対策課が中心となって検討が始まり，今年の7月から運行開始の予定となったものでございます。

議員さんご発言のとおり，基地病院としましては，水戸医療センターと水戸済生会総合病院の2カ所が決定しておりますが，受け入れ体制が整い次第に県立中央病院の3カ所に拡充される予定となっております。

本機の運行に関しましては，朝日航洋株式会社に委託をし，使用機種として川崎重工製のヘリを使用するとなっております。また，ヘリの発着時の散水活動などの支援体制でございまして，ドクターヘリが発着する場合は発着時の砂じんや送電線などの障害物がないことが絶対条件でございまして。特に，砂じんにつきましてはヘリコプターにとって支障を来すため，従来から実施しております防災ヘリコプターの発着時と同様，消防本部職員による散水などを実施して砂じんを防ぎ，運行時の安全確保に万全を期してまいります。

次に，ヘリポートについてでございますが，当市におきましてはただいま申し上げました県の防災ヘリコプターの運用開始が平成7年の4月でございまして，それに伴いまして，10カ所の発着場を選定しておりまして，現在，林野火災や救急活動，また消防団との合同訓練などに使用

している状況でございます。今回のドクターヘリの運行開始に当たりましては、従来の防災ヘリの発着場のほかに、学校など市内公共施設、新たに16カ所を候補地とし、合計26カ所の発着場を選定して、迅速な救急体制の構築を図ってまいりたいとこのように考えてございます。

以上でございます。

副議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） ご質問の鳥獣保護区についての内容についてお答えをいたします。

第1点目であります市内の鳥獣保護区の概要につきましては、本市には茨城県が策定する第10次鳥獣保護事業計画に指定される鳥獣保護区が8カ所、合計面積4,125ヘクタールでございます。その内容を地区別に申し上げますと、太田地区が2カ所、1,720ヘクタール、金砂郷地区が1カ所、137ヘクタール、水府地区が2カ所、1,103ヘクタール、里美地区が3カ所、1,165ヘクタールとなっております。8地区すべてが森林鳥獣生息地の保護区となっております。これらのうち、水府鳥獣保護区の特徴としましては、土地及び水面における鳥獣の生息状況を例として申し上げますと、1つとして地域の概要がスギ、ヒノキの針葉樹やコナラ等の広葉樹が森林を形成し、起伏に富んだ地形のため、谷筋には沢水が流れ、多くの野生鳥獣の生息に適しているところでございます。

第2としまして、生息する鳥獣名としての鳥類は希少種として県が指定するサンコウチョウのほか、ジョウビタキ、オナガ等10種類あり、獣類としてはイノシシ、キツネ等8種類となっております。

3つとして、当該地域の農林水産物の被害状況としては稲等の作物に対するイノシシの被害がわずかに見られるという状況が、前回の平成12年度保護区更新時の鳥獣保護区設定調書に記載されるものであり、この内容により前回更新となったものでございます。

続きまして、第2点目の指定期間満了となる鳥獣保護区の対応についてでございますが、平成22年度中に指定期間の満了になる市内保護区は2区域となっており、1つが里美地区の小里鳥獣保護区520ヘクタール、トータル指定期間は54年間、2つが水府地区の水府鳥獣保護区810ヘクタール、トータル指定期間は44年となっております。

また、更新時における考え方ということでございますが、この2つの保護区の更新は平成22年11月1日であり、まだ県と詳細な協議を持っておりません。しかしながら、現在保護区域となっている区域に有害鳥獣が狩猟期間において、区域内及びその周辺へ集まり作物に被害を与えていることについては、地区保護区の関係者からも数件の報告があり、把握しておりますので、現在の被害防止に向け、狩猟期間であってもイノシシ等の駆除が実施可能となるよう、県の関係機関と協議を進めているところであります。今後、市といたしましては、鳥獣保護区の更新においては、各地域の方々のご意見及び関係法令等を遵守し、その意思に沿うよう県と十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（茅根猛君） 2番深谷渉君。

〔 2 番 深谷渉君登壇 〕

2 番（深谷渉君） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

初めに、景気低迷により増加する地方税滞納についてであります。

本市において、個人市民税の累積滞納額は 2008 年度決算ベースで金額で前年度比 10.6% 増とのことであります。そしてまた件数においても、5.8% の増であります。国保税の累積滞納額は本市ではご努力により、2.2% の減額で、また件数でも 4% 減りました。この個人住民税が全国平均では 13.6% 増としておりますけれども、本市においても同様に個人市民税の滞納額が 10.6% 増えているということがわかります。金額で 10% 以上の累積滞納額が増えるということは、市の財政にとっても憂慮すべきことであります。また、別の角度から見ると、景気低迷の波が本市でも大きく市民にのしかかっている、市民の皆様が納税に苦しんでいるということではないでしょうか。私は 1 回目の質問で未集金対策は非常にナイーブなものであり、慎重に行わなければなりませんと発言いたしました。税務課の皆様初め、徴収に当たる職員の方が徴収の研修を行いながら、市民一人ひとりの生活の場に入り込んでいくご苦労は大変なものと思います。そんな中でありますけれども、ぜひとも滞納者に対して払いたくても払えない人なのか、払える能力、収入があるにもかかわらず、払わない人なのかを慎重に判断していただきたい。そして、適切な対処をお願いしたいと考えます。

続きまして、子ども手当導入による扶養控除等の廃止に伴う住民税の負担の影響についてでありますけれども、ご答弁にありましたように、住民の負担がこの子ども手当導入により増えてくるということでもあります。そしてまた同じように、高校授業料無償化の導入により、また子ども手当導入により、所得税、住民税による人的控除を廃止または縮小するということで、既にそのことはすぐには市民の負担とはなりません、徐々にその負担の大きさに市民は気づいてくるのではないのでしょうか。そして、今ご答弁ありましたように、その影響でさらに個人市民税の滞納額が増えるのではないかと懸念されます。

これは市長にお伺いしたいのですが、群馬県の太田市の市長は 2 月 8 日の記者会見で、政府が地方自治体に負担を求めている子ども手当について、税金などを払わない人に満額出すのは理にかなわないと述べました。つまり、市民税や給食費などを滞納している世帯などには市の負担分を差し引いて支給するとの考えがあると述べております。この発言に対し、市長はどのように考えられているのでしょうか。

2 つ目には街路灯・防犯灯の電気料金であります。ただいまのご答弁では今東京電力と交渉中であるということでもありますので、さらに努力を続けていただいて、この電気料金の負担を少なくして少しでも改善していただきたいと考えます。また、同時に市長の施政方針の安全・安心のまちづくりの中で防犯灯を LED 灯として設置をしていくこととの施政方針がありました。これらもかみ合わせながら、その対策を打っていただきたいと考えます。

3 つ目の市民の命を守る政策についてであります。がんの検診無料クーポン券は 5 年間続けなければ意味がないということで続ける方針とお聞きしました。ぜひともお願いしたいと思います。子宮がんの予防ワクチンの公費助成についてでありますけれども、別な角度から平成 21 年の交

通事故による死亡者数は昭和27年以来の4,000人台で、4,914人となり、一日平均13.46人と減少いたしました。一方、子宮頸がんは日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計されております。しかも、若い人の罹患率が急増しております。この2つの数字を比べれば、いかに子宮頸がんで亡くなる方が多いか、と同時に交通事故対策に比べ、いかに女性特有のがん対策が後れているか、おわかりいただけるかと思えます。無料クーポン券とあわせて、さらに子宮頸がん予防ワクチンの公費助成にご努力をしていただきたいと思います。そして、いち早く県内でもその助成の表明をしていただきたいと思います。

3つ目の脳脊髄液減少症の理解についてであります。これも前向きに行っていただけという話でありました。本市でもこの脳脊髄液減少症の周知をホームページ等に記載するときには、ぜひとも県が今公表している医療機関の公表ができるように、県のページへのリンクをお願いしたいと思います。要望いたします。

ドクターヘリについては、万全な受け入れ体制で今後とも市民の命を守るためによりしくお願いしたいと思います。

次に、鳥獣保護区についてであります。本市には8カ所4,125ヘクタールの鳥獣保護区があるということでした。そうしますと、この保護区の面積は本市の面積372平方キロメートルの約11%、森林面積の約17%を占めていることとなります。それだけ本市には今ご答弁ありましたとおり、サンコウチョウなどの貴重な鳥などの豊かな生息地が多くあるということです。本市に誇るべき財産として、この保護計画は大切なものと理解いたします。

続きまして、指定期間満了となる鳥獣保護区の対応についてお伺いいたします。本市内において、今年で指定期間満了となる地域は先ほど小里保護区と水府保護区ということですが、54年間、そしてまた44年間とかなり長い保護区として指定されてきたことがわかります。そこでお伺いいたします。県の当該計画書には、指定における留意事項として、野生鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるとあります。地域の関係者の中に町会長、山林の所有者など地域住民も入るのでしょうか。保護区内の山林所有者にはどのような遵守規定があるのでしょうか。そして本年10月で指定期間満了となる本市の2つの保護区はいつごろからどのような更新の手続を踏んでいくのでしょうか。県とはまだ詳細な協議を行っていないとのことでした。過去の更新時の計画を参考に日程など、手続の概略をお示しく下さい。

最後の5点目は、4つともすべて前向きに行うということでしたので、しっかりと今後対策を立てていただきたいと思います。昨日の一般質問でも同僚の木村議員がもっとよくなる窓口サービス、市民に満足していただける市役所を目指してとの質問をされました。その中で、思いやることの感性と優しさを訴えておりました。その対策によるご答弁でも、一人ひとりに即した対応を心がけ、そしてまた、女性職員が中心となり、ハンドブックを作り、市民への対応、接遇の向上を図っているとのことでした。私はそういった一人ひとりの心の思いはその人の行動や何らかの形に示さないと、市民へも伝わらないと思えます。そういった意味で、形にあらわした提案をさせていただきました。すべて対処していただけるということでありました。大変ありがとうございました。

ざいます。

以上で私の2回目の質問を終わります。

副議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 子ども手当導入によりますそれぞれの自治体が滞納との結びつきをもってさまざまな発言をしているのは、ただいま現実でございます。子ども手当の法案での滞納金あるいは給食費、保育料等々の差し押さえの権利というものにつきましては、この子ども手当法案の中で、差し押さえはできないということにただいま現在はなっております。そしてまた、これらを受けまして、地方自治体はその財源の負担ということを求められておりますことから、全国市長会といたしましては、緊急にそれらの滞納金との相殺ができるような制度を政府において確立すべきだという要求をいたしておるところでございます。いずれにしましても 税の公平性、使用料等負担すべきものはきちっと負担をするということが大前提でございます。さまざまな今揺れ動いている状況下でございますが、私といたしましては、この子ども手当につきまして、定額給付金の支給事業で行いましたと同じような考え方、すなわち窓口での市民への説得、納得、そういうものをいただいた上で、この子ども手当等を財源とした滞納分の納入を勧めるようなことを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

副議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 再度の鳥獣保護区についてのご質問にお答えをいたします。

鳥獣保護区の地区の見直しの有無につきましては、指定がその地域の自然環境、生息する鳥獣によるものでありますので、今現在のそれらの状況をよく詳査するとともに、その保護区域内及び周辺に居住する方々の影響もよく調査をする必要があるものと思われまます。更新を行うに当たってはその地域の代表として町会長さんの意見書をいただくこととなっております。今後その意見を踏まえ調整を図りながら協議を重ねてまいりたいと考えております。また、保護区域内の森林所有者の遵守規定の質問でありますけれども、特に遵守規定はございません。指定期間満了に係る更新の申請を申し上げますと、県の指定様式にある鳥獣保護区域設定調書により、指針、面積、鳥獣の消息状況等を記載した調書と市の同意書、関係機関である茨城県猟友会太田支部、森林組合、町会それぞれの意見書を添付し、4月30日までに県に提出するというスケジュールになっているところであります。

以上でございます。

副議長（茅根猛君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2回目の答弁ありがとうございました。

3回目の質問に入ります。

鳥獣保護区についての質問をいたします。保護区の更新に当たりまして今細かい説明がありました。町会長さんの同意を得るということは本当に大変なことであるかと思ひます。更新に当た

り、イノシシ等の被害に遭っている地域住民が十分納得できる対策を県と十分検討していただきたいと思います。市長の施政方針では、地域を支える産業の元気と働く環境づくりで耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、中山間地域等、直接支払い制度や農地・水環境保全対策事業を拡大し、農村環境の保全に努めてまいりますとありました。市長は農業にも携わっており、山間地域へも多く足を運ばれて、市民との対話をされており。そこで、このイノシシ等の被害についてどのように感じておられるか、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

副議長（茅根猛君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） イノシシの被害について大変頭の痛い問題であります。議員ご指摘のとおり、被害が拡大をしてきているという状況でございます。農業共済におきまして、今被害に対する救済金を支払う対象として、最も増えているのがイノシシの害による被害金の補てんということを、今しているところでございます。そしてまた一方、イノシシにつきましては従来のタイプではなしに、どんどん家畜化してきている、そういう状況があると思います。それは自然環境の荒れということもありますけれども、それ以外の要因もどうもあるようでございます。

対策としては、その防止のために、環境対策ということが1つあると思います。それからもう1点は防止策としての保護、農地を守る手だて、あるいはイノシシを捕獲するやり方、その3点しか今のところどうも考えることができないのかなというふうにも今思っておりまして、環境対策としては先ほど来、議員からもご提案がありました保護区の見直し等については積極的にやる必要がありますし、そしてまた、もう一方ではイノシシが出やすい環境をなくしていくということももう一つ必要になってきていると思います。耕地と山林との隣接している地域の荒れている状況というのは今とみにひどくなってきておるわけでありまして、そういうところはどうも出やすいということから、農地・水環境保全向上対策事業というのは、補助事業等もありますので、そういう中で少し自然環境の改善を地域の皆様ともどもやっていく必要があるだろうというふうにも思うところであります。そして、保護、農地を守るという観点から今ご案内のとおり、行政としては電気柵あるいはくくりわな等による防御、そして捕獲について、補助対策をやっておるところですけれども、なかなかこれが電気柵等を張りめぐらすにしても、農家の方皆さんの労力が必要になってきている。そんなこともありますけれども、これはやらないわけにはいかない。農地を守るためにです。そのためにはもっと簡単にできるような防護柵というのはないのかということで、実は、JA鹿児島が電気メーカーと協定を結んで開発をいたしましたLEDの光を使って、それを定期的な発光ではイノシシはすぐ学習能力がありますからだめなんで、ランダムにその光を発光することによって、イノシシの学習能力を攪乱させるという目的で、装置等の開発をされて実際にJA鹿児島が実験をしてかなり効果があるという、こういうことでございます。

先般、当市の農協を通じまして、それを購入して今テストをやっている。そんなことも含めて、さらに防護をしていく上での手だてがないかということを探っていきたいなと思っております。

最終的には捕獲をするわけでありませんが、くくりわなについて、300セット準備をしてやっ

ておりますが、どうしても猟友会の皆さんにこれを依頼してやっているという現状であります。猟友会の皆さんも仕事を持っての傍らでの捕獲作業ということになっておりまして、今のメンバーの方だけでは手が回らないところがどうもあるのではなかろうか。例えば、くくりわなをセットしたら、各地域でそれを手助けする、見回りをする、そういう人たちも配慮することが必要なのかなということで、これは決定したわけではありませんけれども、猟友会の皆さんのご意見を伺いながらやっていくことにしたいというふうに思います。いずれにしましても、このイノシシの害に対しては、非常に深刻な問題でありますので、今後とも進めていきたいと思っております。